

令和4年

上尾市教育委員会10月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 4 6 号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について----- 1
- 議案第 4 7 号 上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について----- 7

【 白紙 】

議案第 46 号

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 10 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 1 項中「始まる日の 1 月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して 57 日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2 週間前）」を、「満了する日の 1 月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して 57 日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、2 週間前）」を加え、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 7 号様式の 2 を次のように改める。

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....

職 名.....

氏 名.....

次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子	氏 名							
	続 柄							
	生 年 月 日	年	月	日	生			
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。）							
3 請求期間	年	月	日	から	年	月	日まで	
4 既に育児休業をした期間	年	月	日	から	年	月	日まで	
	年	月	日	から	年	月	日まで	
	年	月	日	から	年	月	日まで	
	年	月	日	から	年	月	日まで	
5 配偶者	氏 名							
	育児休業の期間		年	月	日	から	年	月
6 備考								

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、校名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

第7号様式の5を次のように改める。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名 _____
 職 名 _____
 氏 名 _____

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。
 なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間		年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

- (注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の上尾市立小・中学校職員服務規程の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の上尾市立小・中学校職員服務規程第7号様式の2及び第7号様式の5による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

提案理由

埼玉県立学校職員服務規程の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいの
で、この案を提出する。

【 白紙 】

議案第47号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
 上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和4年10月19日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱〔任期：令和6年10月31日まで〕

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	はらだ よしあき 原田 嘉明	上尾市小敷谷 在住	上尾市議会議員	再任
	とどろき しんいち 轟 信一	上尾市小敷谷 在住	上尾市議会議員	再任
	いのうえ しげる 井上 茂	上尾市東町 在住	上尾市議会議員	再任
2号委員	とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮 在住	上尾市スポーツ協会会長	再任
	なかむら せいじ 中村 清治	上尾市浅間台 在住	上尾市スポーツ協会副会長	再任
	やなせ よしひろ 柳瀬 義弘	上尾市柏座 在住	上尾市スポーツ協会理事長	新任
	はぎわら やすひこ 萩原 康彦	上尾市二ツ宮 在住	上尾市スポーツ推進委員 連絡協議会会長	再任
	ただくま しんや 只隈 伸也	大東文化大学 在勤	スポーツ・健康科学部教授	再任
3号委員	くりた ひさし 栗田 尚	上尾市原市 在住	上尾市野球連盟会長	新任
	やました ふみたか 山下 文孝	上尾市上平中央 在住	上尾市ソフトボール協会 会長	再任
	ながくら かずお 永倉 和男	上尾市春日 在住	上尾市空手道連盟会長	再任
	くわはら あきこ 桑原 明子	上尾市泉台 在住	上尾市スポーツ少年団本 部員	再任
	むとう まさはる 武藤 政春	上尾市川 在住	上尾市スポーツウエルネ ス吹矢協会会長	再任

2 任命 [任期：令和6年10月31日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
3号委員	みかづき けいこ 三日月 桂子	上尾市立芝川小学校在勤	校長	再任
	たけだ なおみ 武田 直美	上尾市立南中学校在勤	校長	再任

- 1号委員：市議会議員
2号委員：知識経験者
3号委員：市内スポーツ団体の代表者

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）第4条の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。